

参加者募集

FAXでお申込の方は下記にご記入のうえ送信してください。

参加申込書

※「とれサポクラブ！」をご希望の場合は代表者の方

住所	〒599- 岬町
氏名	ふりがな
生年月日	年 月 日
電話番号	
（「とれサポクラブ！」をご希望の場合のみ）	
参加予定人数	名
（「とれサポクラブ！」をご希望の場合のみ）希望内容 （例：①番を5回と③番を5回）	

岬町役場 しあわせ創造部 保険年金課 あて

FAX 番号 492-5814

# めざそう

# 健康生活！

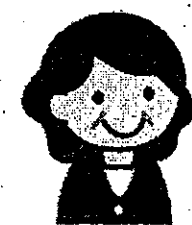
## 健康教室のご案内

「何か運動を始めてみようかな？」と思っているあなた。楽しみながら健康づくりを始めてみませんか？

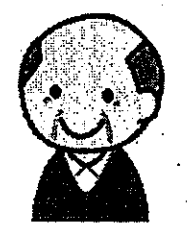
みなさんの参加をお待ちしています。



普段動かさないところを動かす体操を教えてもらえ本当に良かったと思います。運動した日は身体が軽くなり気持ち良く眠れました。



皆さんと一緒に体操する事が楽しく、元気が出ました。家に居ると笑うことも話すこともなく、こうした教室に参加して身体を動かす事が大切だと思います。

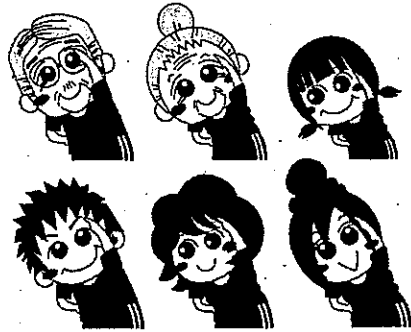


以前参加されたみなさんにこんな感想をいただいています！  
さあ、あなたもレッツ チャレンジ！

みんなでチャレンジ！元気度アップ応援教室

# めざせ！マイナス3歳 パワーアップ倶楽部

- ▼場 所：健康ふれあいセンター ピアッツァ5
- ▼時 間：10:30~12:00
- ▼対 象：おおむね40歳以上の住民
- ▼定 員：20名
- ▼持ち物：タオル・飲み物（水・お茶など水分補給のできるもの）・健康手帳 等



みんなでチャレンジ！元気度アップ応援教室

# とれサポクラブ！

(トレーニングサポートクラブ)

▼内 容：グループ単位の運動を主とした講座で、次の3つの中から希望の内容を選んでいただきます。

- ①プールを利用した運動（水中ウォーキング等）：火曜日 15:20~16:20
- ②トレーニングジム等を利用した運動（体幹や筋肉をつけたいグループに）  
：金曜日 14:00~15:30
- ③フィットネススタジオを利用した運動（体力に合わせた運動）  
：木曜日 14:00~15:30

- ▼場 所：健康ふれあいセンター ピアッツァ5
- ▼対 象：おおむね30歳以上の住民グループ（1グループにつき5名以上。最大で10名まで）
- ▼日 時：①~③番を1講座（1回）として、1グループにつきおおむね月に1~2回で、平成31年3月までの間に連続して10回を限度とします。
- ▼持ち物：タオル、飲み物（水・お茶など水分補給のできるもの）・健康手帳 等

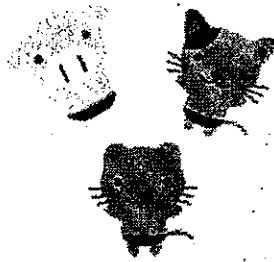
▼お申し込み  
グループ単位でお申し込みいただき、申し込み時に、日時・内容についてご希望を伺います。

ストレッチから筋力アップトレーニングまで、積極的にからだを動かしたい人におすすめ。腰痛予防、転倒予防に効果のある体操で「転ばないからだ」づくりをめざします。

### 開催日

平成30年10月	26日(金)
11月	16日(金)
11月	30日(金)
12月	7日(金)
平成31年 1月	11日(金)
1月	18日(金)
2月	1日(金)
2月	22日(金)

ピアッツァ5を利用して、気心の知れた者同士、楽しく運動してみませんか？  
友達同士やご近所さんなど、仲間同士で一緒にからだを動かすお手伝いを始めます。



## ▼お申し込み方法

○電話またはFAXでお申し込みください。お申し込みの際は、住所・氏名・生年月日・電話番号と、ご希望の教室名をお知らせください。

(※なお、FAXでのお申込の際は、次のページの「FAX申込書」をご利用ください。)

○「とれサポクラブ！」のお申込方法

グループ単位でお申し込みいただきます。申込の際は、代表者の方の住所・氏名・生年月日・電話番号とグループの人数、内容の希望をご連絡ください。

○申込期間 平成30年10月1日(月)~10月17日(水)

- 申込が多数の場合は抽選となります。なお、抽選ののち、参加していただく教室のくわしい案内をあらためてご本人あてにお送りします。
- 岬町が主催する、健康に関する教室に初めて参加される方を優先とします。
- 以下の病気や症状に当てはまる方や、体調が気になる場合は、事前にかかりつけ医にご相談下さい。

高血圧、糖尿病、心臓病(不整脈を含む)、脳卒中、呼吸器疾患、骨粗しょう症や骨折、関節痛などの痛みなど

○継続して運動することに意味がありますので、期間中、必ず日程の半分以上に参加できる方がお申し込みください。

○運動の前には必ず血圧を測ります。

○大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報、高潮警報等いずれかの警報（波浪警報をのぞく）が発令された場合、教室活動は中止となります。ご理解とご協力をお願いします。

▼申込・問合せ

〒599-0392 岬町深日2000-1




岬町役場 しまわせ創造部 保険年金課

電話番号 492-2705

FAX番号 492-5814

保存版

# 平成30年度 みさきウィッシュ講座 参加者募集！

講座名	日程	内容	時間	材料費	申込期間	各自持参品・紹介等
クラフト 	第1回 10月30日(火)	ペーパーフラワー フリュームアレンジ ～手作りを楽しもう～ 	10:00 ～ 12:00	700円	10月5日(金) ～ 10月24日(水)	赤系か青系か色を選べます。 工具は用意していますが、使い慣れた物があればご持参ください。
	第2回 11月20日(火)	紐刺し マスコットアレンジシリーズ ～手作りで迎えるクリスマス～ 	10:00 ～ 12:00	700円	10月5日(金) ～ 11月14日(水)	持ち物: 良く切れるハサミ
ポーセラーツ  ～ポーセラーツとは～ 白磁に転写紙を貼り800℃で焼成完成します。世界に一つだけのオリジナル食器が作れ、実際に使えるのが魅力です。	11月9日(金)	クリスマスプレート 	13:00 ～ 15:00	1,000円	10月5日(金) ～ 11月2日(金)	持ち物：はさみ  ポケットティッシュ  ・作品は完全に乾かしてから焼成しますので、当日はお持ち帰りになれませんので、ご了承ください。
手作りパン教室	12月8日(土)	マジパン入りシュトーレン 	10:00 ～ 13:00	2,000円  (ラッピング代含)	10月5日(金) ～ 12月3日(月)	持ち物：タオル  エプロン  筆記用具

※見本展示可能なものは、講座実施2週間前より、役場受付横で作品の見本を展示しています。

## 『手作りパン教室定期講座』のお知らせ

「手作りパン教室」が定期講座として、年間を通して開催しています。初めての方でも解りやすいように親切・丁寧に教えてもらえますので、この機会に是非お申込み下さい。

開催日	内容	時間	費用	申込期間
毎月 第2木・第4水	手作りパンと手作りお菓子の作り方  講師：すてき～ずパンの会	10:00 ～ 12:00	1回  2,500円	年間を通して随時受付けておりますので、人権推進課までお申し込み下さい。

※ 申込方法は裏面へ →

# ～ 申し込み方法 ～

◎ 定員	クラフト・・・10/30・11/20とも10名 ポーセラーツ・・・15組 手作りパン教室・・・20名 ※ 申込は先着順です。定員になり次第締め切ります。
------	---

◎ 開催場所	クラフト・ポーセラーツ・・・岬町文化センター2階 手作りパン教室・・・ピアッツア5 調理室
--------	--

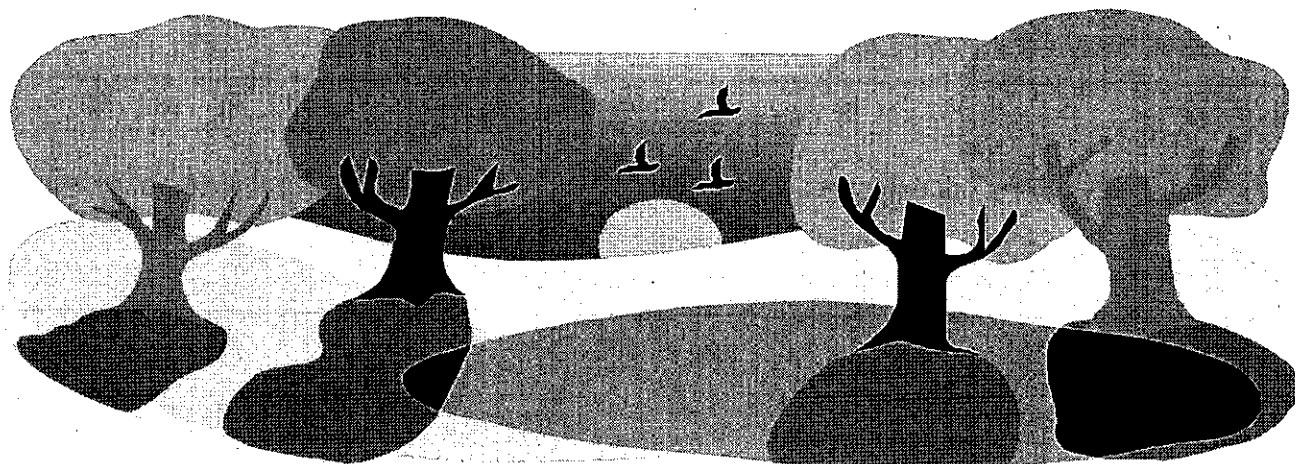
◎ 材料費	当日徴収 ※おつりを用意しておりませんので、おつりのないようにして下さい。 (各講座申込期間終了後のキャンセルは材料費を頂きますので、ご了承ください。)
-------	---

◎ 一時保育	無料【先着10名(満1才～就学前)】 ※ 申込は先着順です。定員になり次第締め切ります。 ※ 一時保育は、10/30・11/9・11/20・12/8のみで、 「手作りパン教室定期講座」の一時保育はございません。
--------	--

◆ お問い合わせ・電話でのお申し込み先・・・人権推進課 TEL 072-492-2773 (執務時間内受付 9:00～17:30) ※ただし、12:00～12:45及び土・日・祝は除きます。
◆ ファックスでのお申し込み先・・・FAX 072-492-5814 人権推進課宛 ※ お申し込みの際、参加者氏名・住所・電話番号(保育を申し込まれる方は、子どもの名前(フリガナ)・性別・生年月日)が必要です。(特にファックス・E-mailでお申し込みの際の記入漏れに注意してください。)ただし、すでに定員になっている場合は申込出来ませんので、ご了承ください。尚、このお申し込みにより収集した個人情報、みさきウィッシュ講座参加者の確認以外には使用しません。 ※ 日程は天候・災害等諸般の事情により変更になる場合がございますのでご了承下さい。 (中止・延期等になった場合、人権推進課より参加者の方へご連絡いたします。)

◆ 主催：岬町

◆ 協力：人権推進課パートナースタッフ「なんかやり隊みさき小町」・岬町事業所人権問題連絡会



# 深日港-洲本港 社会実験運航

ご好評につき 割引キャンペーンを延長します！

## 平日限定シニア割引

大人 (65歳以上) **1,200円**  
※身分証明書 (年齢確認) が必要です

## 学生割引

大人 (中学生以上) **1,200円**  
※学生証が必要です

## 片道基本料金

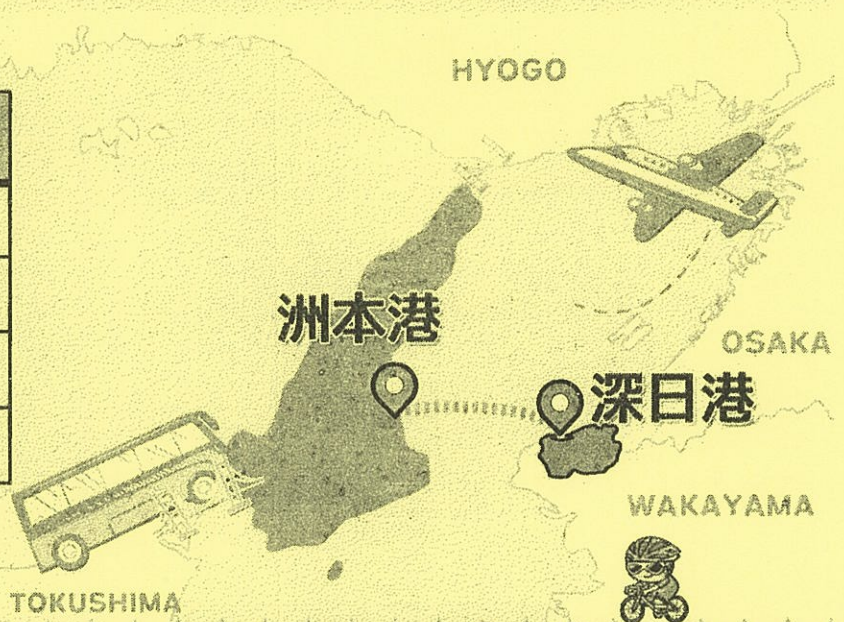
大人 (中学生以上) **1,500円**  
小人 (小学生) **500円**  
スポーツサイクル **300円**

小学生未満の幼児無料  
※その他各種割引あり

- 片道 55分
- 定員 68名
- 輪行バッグで自転車無料
- 深日港無料駐車場あり

## 時刻表

深日港発	洲本港着	洲本港発	深日港着
8:05	9:00	9:20	10:15
11:05	12:00	12:25	13:20
15:00	15:55	16:20	17:15
17:35	18:30	18:45	19:40



ご予約・お問い合わせ先：

深日港発券所 (深日港観光案内所「さんぽるた」) TEL：072-447-6202

洲本港発券所 (洲本港ポートターミナル) TEL：0799-24-1525

インターネット予約も受付中 <http://fuke-sumotoliner.com>



住民のみなさまへ

岬町長 田代 堯

## 平成 30 年度石綿ばく露者の健康管理に係る検診のご案内

岬町では、大阪府とともに環境省の委託を受け、過去に石綿（アスベスト）にばく露した可能性のある方に対して、健康管理に役立てていただくために試行調査（31年度までの予定）として下記のとおり検診を実施します。詳細はお問合せください。

**対象者**：以下の条件すべてにあてはまる方

①現在、岬町に居住している方

②下記の環境省が指定する調査対象地域及び石綿飛散が発生した可能性のある時期に居住していた方

\*平成 2 年以前に大阪市、東大阪市、堺市、八尾市、河内長野市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、熊取町、田尻町、泉南市、阪南市、岬町に居住していた方

\*平成 16 年以前に福岡県北九州市門司区に居住していた方

\*平成元年以前に神奈川県横浜市鶴見区、岐阜県羽島市、奈良県に居住していた方

\*昭和 57 年以前に埼玉県（さいたま市）に移住していた方

\*昭和 33 年から昭和 61 年に佐賀県鳥栖市に居住していた方

\*昭和 30 年～昭和 50 年に兵庫県尼崎市に居住していた方

\*過去に兵庫県神戸市、西宮市、芦屋市、加古川市に居住していた方

③岬町が実施する医療機関で検査を受けていただける方

一次検査：大阪はびきの医療センター（羽曳野市）

大阪府がん循環器病予防センター（大阪市）

岸和田市民病院、市立貝塚病院、阪南市民病院、新泉南病院

精密検査：大阪はびきの医療センター（羽曳野市）

近畿中央胸部疾患センター（堺市）

④試行調査の内容を理解し、調査への協力をいただける方

※ただし、上記の条件に当てはまる方であっても、下記の方は対象外となります。

- ・労働安全衛生法の石綿健康管理手帳を取得しているまたは、交付要件に該当している方
- ・石綿障害予防規則により職場等で石綿に関する特殊健康診断を受けることができる方
- ・石綿関連疾患が原因で医療機関を受診している方

**内 容**：問診、胸部 CT 検査・胸部 X 線検査・保健指導

アンケート調査（検診終了後、大阪府より案内があります）

**費 用**：無料

**締め切り**：平成 30 年 10 月 31 日（水）

お問い合わせ・申し込み 岬町立保健センター 電話 4 9 2 - 2 4 2 4

# 不動産困りごと 無料相談会

参加費  
無料

※事前申込要

平成30年

**10月25日 (木) 14:00-17:00**

会場 まちづくり交流館 (岬町多奈川谷川3400-6)

南海電鉄多奈川線 多奈川駅下車1分

申込・問合せ 岬町総務部企画地方創生課

電話、FAX又はメールで申込ください。

協力：大阪府宅地建物取引業協会 泉州支部

大阪府宅地建物取引業協会泉州支部より派遣された相談員が  
皆様のお悩みにお答します。(相談時間：1組につき30分)

- ・空家の売却又は貸与を行いたい方
  - ・空家の購入又は賃貸をお考えの方
  - ・空家を所有しているが、どうしたらいいかお悩みの方
- その他空家に関するお悩みをなんでもご相談ください。

※この相談会は、岬町と大阪府宅地建物取引業協会泉州支部が締結した「岬町空家の有効活用等に関する相談業務協定」に基づき、大阪府宅地建物取引業協会泉州支部が実施するものです。

主催 (お問合せ)

岬町総務部 企画地方創生課

電話 072-492-2775 (直通)

FAX 072-492-5814

メール kikaku@town.osaka-misaki.lg.jp

# 不動産困りごと無料相談会 申込について

## 【申込方法】

### ①FAX又はEメールの場合

申込者の住所、氏名、連絡先電話番号、相談を希望する時間帯を記載の上、FAX又はEメールを送信してください。（様式自由）

### ②電話の場合

企画地方創生課（072-492-2775）までご連絡ください。

## 相談の時間帯

- ①14時00分～14時30分
- ②14時30分～15時00分
- ③15時00分～15時30分
- ④15時30分～16時00分
- ⑤16時00分～16時30分
- ⑥16時30分～17時00分

## （送付・連絡先）

FAX : 072-492-5814

メール : [kikaku@town.osaka-misaki.lg.jp](mailto:kikaku@town.osaka-misaki.lg.jp)

電話 : 072-492-2775（直通）

※募集人数に達し次第、締め切らせていただきます。

※会場付近に駐車場はございませんので、お車でお越しの場合は、岬町文化センター（岬町多奈川谷川1905-22）横の空地をご利用ください。



# 「ブロック塀等の撤去補助制度の創設について」

## のお知らせ

岬町では、地震による人的・経済的な被害を軽減するとともに、地震時の避難路の確保を図ることを目的として、道路に面した危険なブロック塀等の撤去費用に対する補助制度を創設しました。補助制度の概要は以下のとおりです。

### 補助制度の概要

#### 【補助対象となるブロック塀等】

道路に面する高さ60センチメートルを超えるブロック塀等で、安全点検により安全が確認できないもの

※ブロック塀等：コンクリートブロック塀、石塀、コンクリート塀、レンガ塀又は土塀をいれ、ブロック塀等の一部にフェンスが存在するものを含む。

※道路：本町に存する大阪府又は岬町が管理する道路

※安全点検：裏面の「ブロック塀等点検表」により点検すること。

(注) 隣地境界の塀など、道路に面していないものは対象外です。

#### 【補助対象者】

ブロック塀等の所有者であって、当該ブロック塀等を撤去する者

#### 【補助対象工事】

補助対象ブロック塀等の全てを撤去又は一部を撤去するもの

※ 一部を撤去する場合は、撤去した後のブロック塀等の高さが60センチメートル以下になるものであること。また、撤去後のブロック塀等が建築基準法の道路内に残存又は水路等の公共施設に突出しないこと。

#### 【補助金額】

補助対象ブロック塀等の撤去工事に要する費用の2/3

(上限額：150,000円)

#### 【補助期間】

平成30年10月1日から平成31年3月29日まで

※ 補助制度の詳細については、  
右記問合せ先にご確認ください。  
また、岬町ホームページにも掲載して  
いますのでそちらもご覧ください。

問合せ先

岬町 都市整備部 建築課 建築係

TEL 492-2746

裏面へ続く

ブロック塀等点検表

安全確認ができないもの : 以下の(1)又は(2)の点検表の項目で不適合が1つ以上あった場合

※わからない場合は不適合にチェックしてください

(1) コンクリートブロック塀の場合

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
① 高さ	2.2m以下		
② 壁の厚さ	高さ 2mを超える塀で 15 cm以上		
	高さ 2m以下の塀で 10 cm以上		
③ 鉄筋	壁内に直径 9 mm以上の鉄筋が、縦横とも 80 cm間隔以下で入っており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている		
④ 控壁 (高さ 1.2mを超える時)	塀の長さ 3.4m以下ごとに、直径 9 mm以上の鉄筋が入った控壁が塀の高さの 1/5 以上突出してある		
⑤ 基礎 (高さ 1.2mを超える時)	丈が 35 cm以上で根入れ深さが 30 cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある		
⑥ 傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、1 mm以上のひび割れがない		
⑦ ぐらつき	人の力でぐらつかない		
⑧ その他	塀が土止め壁を兼ねていない、玉石積み擁壁等の上でない		

(2) 組積造(鉄筋のないコンクリートブロックの物を含む。)の塀

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
① 高さ	1.2m以下		
② 壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 以上ある		
③ 鉄筋	-	-	-
④ 控壁	塀の長さ 4m以下ごとに、壁面からその部分の②の 1.5 倍以上突出している、又は②が必要寸法の 1.5 倍以上ある		
⑤ 基礎	根入れ深さが 20 cm以上ある		
⑥ 傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、1 mm以上のひび割れがない		
⑦ ぐらつき	人の力でぐらつかない		
⑧ その他	塀が土止め壁を兼ねていない、玉石積み擁壁等の上でない		